吸収分割公告

平成 30 年 11 月 27 日

株主各位

大阪市中央区安土町二丁目３番１３号
株式会社きちり
代表取締役　平川昌紀

当社は、平成 30 年９月 27 日開催の定時株主総会の決議に基づき、株式会社きちり分割準備会社（住所東京都渋谷区渋谷一丁目１７番２号）に対し当社の外食事業に関する権利義務を、吸収分割の方法により承継させることにいたしましたので（以下「本件吸収分割」といいます。）、公告いたします。

本件吸収分割の効力発生日は平成 31 年１月１日であり、当社は同日をもって「株式会社きちりホールディングス」に商号を変更いたします。また、株式会社きちり分割準備会社は、平成 31 年１月１日をもって、「株式会社ＫＩＣＨＩＲＩ」に商号を変更いたします。

会社法第 785 条第１項の規定に基づき、本件吸収分割について株式買取請求をされる株主様は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、その旨及び買取請求者（株主様）の氏名または名称、住所、買取請求に係る株式の数、買取請求者の加入者口座コードを書面により当社宛てにご通知ください。

また、株式買取請求に際しては、株主様が振替口座を開設されている口座管理機関に対して個別株主通知の申出の取次ぎの請求及び株式買取請求に係る株式の下記買取口座への振替申請の手続を行っていただく必要があります。
なお、買取口座への振替申請に関して、具体的に振替に必要となる期間については、ご利用の口座管理機関により異なりますので、お早目にご利用の口座管理機関にお問い合わせください。

記

【買取口座】
１．振替先口座（買取口座）の管理機関
　　三井住友信託銀行株式会社
２．口座名義人
　　株式会社きちり（買取口座）
３．加入者口座コード　00294730-8413-969000030

以　上